

原告ら準備書面(4)

～漁業者以外の原告の被侵害利益について～

原告ら代理人 野崎嵩史

人格権とは

- 人格権とは、個人の人格に本質的に付帯する個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益の総称である。
- 北方ジャーナル事件判決（最高裁昭和61年6月11日大法廷判決）
「人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる」

平穩生活権とは

- 各種の危険に侵されたり、不安を抱いたりすることなく、平穩な私生活を営むことができる権利。

- 仙台地裁令和2年10月28日判決

「環境汚染による不安を抱くことなく日常生活を送るという法益は、生命、身体に係る法益に密接に関連するものであり、環境汚染による人の健康被害を防止することは、国民が健康で文化的な生活を営むためにも不可欠なものである。」

「環境汚染による不安を抱くことなく日常生活を送る権利（以下「平穩生活権」という。）は、憲法13条及び憲法25条の法意に照らし、人格権に由来するものとして保障されるべきものである。」

→平穩生活権を侵害する環境汚染に対する差止の可能性を認めている。

原告らが侵害される平穩生活権について

- 漁業者以外の一般市民である原告らは、被告東電のALPS処理汚染水の投棄という環境汚染によって、各種の危険や不安に襲われ、健康で文化的な、平穩な私生活を営むことができなくなっている。
- 具体的に、どのような危険や不安があり、どのような生活を営むことができなくなったのかは、各原告によって違いがある。
- どのような危険や不安があり、どのような生活を営むことができなくなったのかという点については、ある程度類型化した主張をすることも可能。

海産物の食事について

- 多くの人が海からの海産物を日常的に食べ、人生の楽しみになっている。
- 食事は人間の生存にとって不可欠な行為であるから、各種の危険に侵されたり、不安を抱いたりすることなく、海産物を食べることが平穩生活権の一部として認められる。
- 原告らの中にも、福島第一原発事故やA L P S処理汚染水の投棄による環境汚染が行われるまでは、海産物の食事を楽しんでいた人が多数いる。
- 多くの原告が、福島第一原発事故やA L P S処理汚染水の投棄の影響により、それまで楽しんでいた海産物を食べなくなった。

→被告東電のA L P S処理汚染水の投棄によって、各種の危険に侵されたり、不安を抱いたりすることなく、海産物を食べるという、原告らの平穩生活権が侵害されている。

海水浴やサーフィン、ダイビング等の海のレジャー

- スポーツや文化活動を行うことは、まさに生きる目的となるものであり、幸福を追究する権利として、憲法第13条によって保障される重要な権利。
- 各種の危険に侵されたり、不安を抱いたりすることなく、海のレジャーを楽しむことが平穩生活権の一部として認められる。
- 原告らの中にも、福島第一原発事故やA L P S処理汚染水の投棄による環境汚染が行われるまでは、海のレジャーを楽しんでいた人が多数いる。
- ほとんどの原告が、福島第一原発事故やA L P S処理汚染水の投棄の影響により、それまで楽しんでいた海のレジャーを行わなくなった。

→被告東電のA L P S処理汚染水の投棄によって、各種の危険に侵されたり、不安を抱いたりすることなく、海のレジャーを楽しむという、原告らの平穩生活権が侵害されている。

釣りについて

- 海で釣りをを行い、釣った魚を食べるという行為は、海産物の食事の要素と、レジャーの要素を併せ持つ。
- 各種の危険に侵されたり、不安を抱いたりすることなく、海での釣りを楽しむことが平穩生活権の一部として認められる。
- 原告らの中にも、福島第一原発事故やA L P S処理汚染水の投棄による環境汚染が行われるまでは、釣りをして釣った魚を食べることを楽しんでいた人が多数いる。
- 多くの原告が、福島第一原発事故やA L P S処理汚染水の投棄の影響により、それまで楽しんでいた海での釣りをしなくなった。

→被告東電のA L P S処理汚染水の投棄によって、各種の危険に侵されたり、不安を抱いたりすることなく、海での釣りを楽しむという、原告らの平穩生活権が侵害されている。

景観を楽しむ行為について

- 海の景観を楽しむことは、人の精神生活に極めて重要な意味を有しており、憲法第13条によって保障される幸福追求権の根幹をなすもの。
- 各種の危険に侵されたり、不安を抱いたりすることなく、海の景観を楽しむことが平穩生活権の一部として認められる。
- 原告らの中にも、福島第一原発事故やA L P S処理汚染水の投棄による環境汚染が行われるまでは、海の景観を楽しんでいた人が多数いる。
- 多くの原告が、福島第一原発事故やA L P S処理汚染水の投棄の影響により、それまで楽しんでいた海の景観を楽しむことを辞めた。

→被告東電のA L P S処理汚染水の投棄によって、各種の危険に侵されたり、不安を抱いたりすることなく、海の景観を楽しむという、原告らの平穩生活権が侵害されている。

平穏な日常生活を送る行為について

- 海岸線から1キロメートル以内の近距離に居住している原告にとっては、日常生活のすべてが海と関わっており、被告東電のALPS処理汚染水の投棄によって、平穏な日常生活を送ること自体が困難になっている。
- 海から波や風によって運ばれた海水そのものが生活圏に降りかかったり、海から蒸発した水蒸気が空気中に含まれる環境で生活することは、自らの生活圏が直接放射性物質によって汚染されたり、汚染された空気を吸い込んで生活をするという危惧につながる。

→海岸線から近距離に居住している原告らにとっては、被告東電のALPS処理汚染水の投棄によって、平穏な日常生活を送ること自体が困難になっており、そのような原告らの平穏生活権が侵害されている。

原告番号24が侵害された平穏生活権の内容

- 原発事故前は、海水浴や磯釣りを楽しんでいた他、様々な海産物を毎日食べていた。原告番号24の生活の中には、海と密接なかわりがあり、特に海産物を食べることは原告にとって生きがいになっていた。
- 原発事故後は、海水浴に行かなくなり、釣りにもいなくなってしまう。海産物に関しては、食べる回数を減らすようになり、いわき産の海産物は買わなくなり、遠くで獲れた千葉産の海産物に切り替えた。
- 海洋投棄後は、被ばくの恐怖をより一層感じるようになり、海に入ること、子や孫を海に入れることに恐怖まで覚えるようになってしまった。海産物の産地を一層気遣うようになり、海洋投棄の影響のない遠い産地のものを買うようになった。

原告番号 2 6 が侵害された平穩生活権の内容

- 詳細は、長岡裕子さんの意見陳述の内容通り。

原告番号 3 7 が侵害された平穩生活権の内容

- 原発事故前は、海水浴を楽しんでいた他、様々な海産物をほぼ毎日食べていた。さらに海の景観を楽しむ等原告番号 3 7 の生活の中は、海と密接なかかわりがあり、日常からの解放感、ストレス解消・家族や友人との絆を深めることに寄与するなど様々な精神的充足をもたらしてきた。
- 原発事故後は、海水浴に行かなくなったほか、三陸以北で採れる主に親潮に乗ってやってくる海産物しか食べなくなったり、特に魚については週に 2 ～ 3 回は食べていたのが、月に 3 ～ 4 回しか食べなくなった。景観を楽しむ行為についても、福島県の海岸等には行かなくなり、日本海側の海岸に行くようになった。
- 原告番号 3 7 は、本件海洋投棄直前のころまでには、放射能汚染の恐怖を克服しつつあり、だんだんと海岸に散策等に行くようになり始めていたものの、本件海洋投棄後には、被ばくの恐怖が再燃し、海岸には全く行かなくなってしまった。大好きな海産物を摂取するのに、いちいち不安を覚えたり、抵抗感が出るようになってしまったりしただけでなく、放射能汚染が気になる地域のものでできるだけ避けるようになったため、食べたい海産物があっても、海洋投棄の影響のない遠くの海域産のものを買わざるを得なくなった。

原告番号 2 4 4 が侵害された平穩生活権の内容

- 原発事故前は、海水浴や海岸線のドライブ、海釣り、海産物の食事等を楽しんでいた。原告番号 2 4 4 にとって、これらの海とかかわる活動はストレスを解消させたり、リラックス効果をもたらすものであった。
- 原発事故後、原告番号 2 4 4 は放射性物質による被ばくを強く意識するようになり、海水浴や釣り、ドライブに出かけることはなくなった。海産物に関しては、福島・茨城・宮城産の魚介類や、近海魚を食べることを避けるようになり、海産物自体を食べる頻度も月 1、2 回に減ってしまった。
- 本件海洋投棄後、原告番号 2 4 4 は、海産物を食べることによる内部被ばくをより一層恐れるようになり、産地や潮の流れ、その魚は何を餌としているか等、より多くの点に留意しながら海産物を購入するようになった。その結果、購入する海産物を自由に選ぶことが不可能になり、買い物の際に楽しみを感じることはなくなってしまった。

原告番号 3 0 8 が侵害された平穩生活権の内容

- 原発事故前は、海水浴や、海釣り、海産物の食事等を楽しんでいた。原告番号 3 0 8 の生活には海と密接なかわりがあり、とりわけ、子供達や孫とともに海水浴や磯遊び、キャンプをするために海水浴場その他の海岸に出かけて楽しむことは、原告番号 3 0 8 の生活にとって生きがいとなっていた。
- 原発事故後、海水浴や磯遊び、キャンプに行かなくなり、釣りも全くすることはなくなった。毎日食べていた福島県産の海産物についても、内部被ばくを危惧して一切口にすることはなくなった。
- 海洋投棄後は、子供や孫などの若い世代の被ばくをよりいっそう恐れるようになり、将来にわたって海水浴や海遊び、海浴いへキャンプに行くことに恐怖を覚えるようになった。